

福祉用具貸与に係るQ&A

No.	項目	質問	回答
1	福祉用具貸与の選定可否について	介護保険で借りることができる福祉用具を教えてください。	<p>給付対象となる福祉用具の種目は、手すり（工事をとまなわないもの）、スロープ（工事をとまなわないもの）、歩行器、歩行補助つえ、車いす（車いす付属品を含む）、特殊寝台（特殊寝台付属品を含む）、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く）、自動排泄処理装置（交換可能部品を除く）です。詳細については、「住宅改修・福祉用具の手引き」をご確認ください。</p> <p>なお宮崎市では、（公財）テクノエイド協会の判断を基準として取り扱っています。「TAISコード」が付与されており、かつ「貸与マーク」の表示がある場合のみ給付対象として認めています。</p> <p>※一部例外的に介護保険の給付対象とする福祉用具があります。そちらについては本Q&Aの末尾に記載しております。</p>
2	テクノエイド協会にて、「貸与マーク」のついていない福祉用具について	「TAISコード」を有しているが、テクノエイド協会にて「貸与マーク」の無い商品や、「TAISコード」を付与されず、福祉用具届出コードのみを有する福祉用具について、給付対象となりますか。	<p>宮崎市では、（公財）テクノエイド協会の判断を基準として取り扱っています。「TAISコード」が付与されており、かつ「貸与マーク」の表示がある場合のみ給付対象として認めています。</p> <p>「TAISコード」を有しているが、テクノエイド協会にて「貸与マーク」の無い商品や、「TAISコード」を持たず、福祉用具届出コードのみを有する福祉用具については給付対象として認めていません。</p> <p>※一部例外的に介護保険の給付対象とする福祉用具があります。そちらについては本Q&Aの末尾に記載しております。</p>

No.	項目	質問	回答
3	認知症老人徘徊感知機器の単品利用について	①感知器(マットやセンサー等)、②送信器(中継の役割)、③受信器(音等で知らせる役割)の3点セットで1つの「TAISコード」が付与されており、かつ「貸与マーク」の表示がある認知症老人徘徊感知機器がある。①・②・③の単品でもそれぞれ「TAISコード」を有しているが、単品の場合だとそれぞれ「貸与マーク」がついていない。この場合、単品でも給付対象となりますか。	認知症老人徘徊感知機器は、「認知症である老人が徘徊し、屋外へ出ようとした時又は屋内のある地点を通過した時に、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの」であり、単品では、要件を満たさないため、給付対象とはなりません。
4	同一種目の福祉用具の複数レンタルについて	車いすを屋内用と屋外用で2台レンタルすることはできますか。	適切なアセスメントに基づいて、利用者の自立支援、重度化防止の観点から利用者の日常生活上、必要であるとケアマネジャーが判断する場合には、2台必要な理由を十分に検討し、ケアプランに位置付けた上で利用が可能です。その場合、ケアプランに2台必要な理由を明記してください。
5	類似した福祉用具の使い分けについて	利用者の体調が日によって変動します。歩ける日には歩行器を使ってADLの維持を行い、歩けない日には車いすで安全に移動をして欲しいと考えています。この場合、歩行器と車いすを同時にレンタルすることはできますか。	適切なアセスメントに基づいて、利用者の自立支援、重度化防止の観点からそれぞれにおける貸与の必要性を十分検討してください。利用者の日常生活上、必要であるとケアマネジャーが判断する場合には、ケアプランに位置付けた上で利用が可能です。その場合、ケアプランに両方の貸与が必要な理由を明記してください。

No.	項目	質問	回答
6	月途中でサービス開始、中止を行った際の請求について	月途中でサービスの提供の開始または中止を行った場合、どのように請求を行えばよいですか。	福祉用具貸与の介護報酬は、日割り、半月または月額報酬となり、事業所と利用者との契約内容によって取扱いが異なります。契約内容に基づいて請求を行ってください。
7	入院中や入所中の福祉用具貸与について	医療機関に入院中や、介護保険施設に入所中に介護保険を使って福祉用具を借りることはできますか。	介護保険を使つての福祉用具貸与は在宅での生活を前提としています。医療機関や介護保険施設等に入院・入所中の場合は、福祉用具が整備されていることが前提となるため給付対象となりません。
8	施設入所日及び退所日に福祉用具を利用した際の算定について	居宅で福祉用具貸与を利用している方が、月の初日の午後に介護保険施設に入所した場合、当該月分の福祉用具貸与費の算定はできますか。	介護保険施設への入所前に居宅で福祉用具を利用していた場合には保険給付の対象となります。当該月については、契約内容に基づいて算定してください。退所日に福祉用具を利用する場合も同じ取り扱いです。
9	デイサービスやショートステイを利用するための福祉用具貸与について	デイサービスやショートステイ先のみで利用するために、車いすをレンタルすることはできますか。	居宅でも利用している車いすを持ち込み利用するのであれば、貸与可能ですが、デイサービスやショートステイ先のみでの利用は、給付対象となりません。

No.	項目	質問	回答
10	ショートステイ利用中の福祉用具貸与について	居宅で利用している福祉用具のベッドについて、利用者がショートステイを利用することにより自宅を不在にしても福祉用具貸与費を算定することはできますか。	<p>ショートステイ利用中でも福祉用具貸与費の算定は認められています。しかし、これは、ショートステイ利用中の短い期間で、一度返却し、退所後再度搬入することが、非常に不合理であるということから認められているものであると本市は考えます。そのため、ショートステイ利用中であっても、以下の場合には、福祉用具貸与費の算定を認めませんので、御留意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該福祉用具をショートステイ施設内のみで利用する場合。 ・当該月に利用者が在宅にいないことが、予め分かっている場合。
11	自宅以外での福祉用具使用について	家族宅等、自宅以外で使用するために福祉用具を借りる場合は、介護保険の給付対象となりますか。	原則として、生活の拠点である自宅以外は、給付対象となりません。しかし、介護の必要性等の理由により、家族宅に生活の拠点を移す場合は、給付対象となります。
12	尿のみを採る自動排泄処理装置の取扱いについて	自動排泄処理装置において、尿のみを採るものに関しては要介護4未満の者でも貸与可能ですか。	自動排泄処理装置は、原則要介護4以上からでないとは貸与できませんが、尿のみを採るものであれば、夜間の失禁防止等、自立支援の目的で使用することが想定されるため、要介護4未満の方にも貸与可能です。

No.	項目	質問	回答
13	福祉用具届出コードのみ付与されているベッドサイドレールについて	ベッドサイドレールにおいて、2本セットではTAISコードかつ貸与マークが付与されているが、1本では福祉用具届出コードのみ付与されている商品がある。1本や3本レンタルする際はどのようにすればよいか。	<p>①1本の場合 原則、TAISコードかつ貸与マークが付与されている商品でベッドに合うものを探してください。 ベッドに合う商品が他になく、アセスメントでベッドサイドレールが必要と認められた場合、福祉用具届出コードが付与されているベッドサイドレールを給付対象とします。</p> <p>②3本の場合 原則、TAISコードかつ貸与マークが付与されている商品でベッドに合うものを探してください。 ベッドに合う商品がなく、アセスメントでベッドサイドレールが必要と認められた場合、3本の内1本に関しては福祉用具届出コードで請求を行っても差し支えありません。 ※この場合、3本の内2本に関してはTAISコードで請求を行ってください。福祉用具届出コードで3本分の請求を行うことは認められません。</p>

○テクノエイド協会にて「貸与マーク」の表示が無いが、介護保険の給付対象とする福祉用具

・体位変換器として、体位の保持にも用いることができ、身体の下への挿入が容易で、かつ、挿入後も形態が崩れないなど、体位の変換に活用できるもの

(例：三角型の体位変換用クッション等)

・ベッドサイドレールにおいて、1本で福祉用具届出コードのみを有している商品。

ただし、2本セットでTAISコードかつ貸与マークが付与されていることを前提とします。

また、福祉用具届出コードで請求を行って良いのは、「1本のみ必要な場合」と3本必要な場合の、「3本の内1本のみ」に限ります。

※3本必要な場合の、「3本の内2本」に関してはTAISコードで請求を行ってください。

福祉用具届出コードで3本分の請求を行うことは認められません。